

地元自治会による河川堤防の草刈りについて

地元自治会が美化活動として取り組む草刈りの支援として、草刈り機の貸与や刈草処理は可能だと考えます。ただし、草刈りの場所については作業の安全性等も考慮し、ご相談の上決めたいと思います。

(参考)

岡山河川工事事務所では、平成13年度から旭川を対象として、流域の清掃活動など積極的に取り組んでいるNPO法人（特定非営利活動法人）に除草・清掃作業を発注し清掃作業と共に除草作業をも対象とする日本でも初めてのケースとなるアドプト・プログラムを導入した社会実験を行っています。

地元自治会により草刈りをお願いする場合、アドプトのように作業における安全面や作業に伴う事故等への国土交通省としての対応が十分でないことから、現時点については百間川での堤防の草刈りについては、これまで通り、維持業者へ発注することとしています。

旭川アドプト・プログラムによる除草・清掃作業（新規）

事業の概要

岡山市街地を流れる「旭川」は、多くの市民の方々に川遊び、スポーツなど憩いの場として親しまれています。

河川利用と堤防の防災点検のためには草刈が必要となるとともに、空き缶などのポイ捨てや廃材等の不法投棄による「ゴミ」の清掃も必要となります。

このため、流域の清掃活動などに積極的に取り組んでいるNPO法人（特定非営利活動法人）に除草・清掃作業を発注し、清掃作業と除草作業をも対象としたアドプト・プログラムを導入し、社会実験を行うものです。このことにより、流域住民をはじめ県民の河川環境の保つ意識の高揚が図れるほか経費の一部に企業などからの募金を充てるため維持管理のコストの縮減が図れます。

平成13年度事業概要

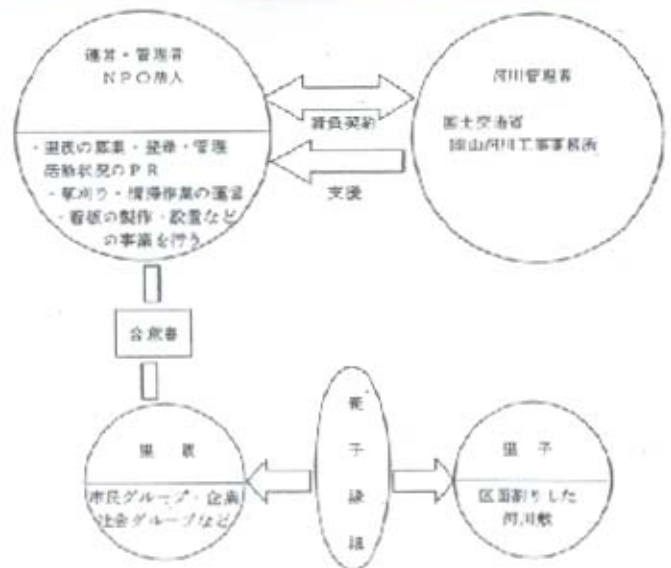
草刈・清掃作業は旭川河口から岡山市三野地先の約12.5km区間（草刈面積は約1,060,000㎡）を対象とし、「旭川を日本一美しい川に育てる会」と契約します。



清掃状況



草刈り・清掃作業範囲



旭川アドプト・プログラムの仕組み



作業分担